様式3（第12条関係）

解体工事技術管理者届

　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　様

（受注者）

仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり技術管理者を定めたので届け出ます。

記

１．工事の名称

２．技術管理者名

現場代理人、主任技術者、監理技術者等、その他（　　　　　　　　　　）

※該当する職名を○で囲み（その他の場合は、括弧内に職名を記入）、下記の該当する資格種別を選んで下さい

※監理技術者等：監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐

|  |  |
| --- | --- |
| 資格･試験名 | 種別 |
| 建設業法による技術検定 | 囗1級建設機械施工技士  囗2級建設機械施工技士（「第1種」又は「第2種」） |
| 囗1級土木施工管理技士  囗2級土木施工管理技士（「土木」） |
| 囗1級建築施工管理技士  囗2級建築施工管理技士（「建築又は躯体」） |
| 建築士法による建築士 | 囗1級建築士、囗2級建築士 |
| 職業能力開発促進法による技能検定 | 囗1級とび･とび工  囗2級とび･とび工に合格後、実務経験1年以上 |
| 技術士法による技能検定 | 囗技術士（「建設部門」） |
| 国土交通大臣の登録を受けた試験 | 囗登録試験に合格した者（解体工事施工技士） ※1 |
| 国土交通大臣が指定する講習を受け｢省令｣で定めた経験年数を有する | 囗指定の講習を受講し(解体工事施工技術講習)、解体工事に関し｢省令｣で定めた経験年数を有する　※2 |
| ｢省令｣で定めた経験年数を有する | 囗工事に関し｢省令｣で定めた経験年数を有する  （学校において｢省令｣で定めた学科を修めた者を含む） |

※1 (社)全国解体工事業団体連合会が実施

※2 「省令」とは「解体工事業に係る登録等に関する省令」をいう

（参照：国土交通省のリサイクルホームページ　建設リサイクル法の概要）